

業務範囲規制の見直し

○ デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を講ずる。

① 銀行の子会社・兄弟会社

【現行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

◆他業認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

【改正案】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など + 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

◆他業認可

- ・ 個別列挙なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件にすべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

◆通常の子会社・兄弟会社認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る
特例子会社

地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

② 銀行本体

業務に、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

幅広い
コンサル・マッチング

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

- ※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等
- ※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

出典：「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2021年4月 金融庁）より抜粋

令和3年4月20日（火） 衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

資金交付制度の創設

- 人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等を行う地域銀行等が、経営基盤強化の「実施計画」を作成して国の認定を受け、預金保険機構から資金の交付を受けることができる制度を創設する。

制度の概要

<p>対象 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】</p>	<p>事業の抜本的な見直しとして実施する合併・経営統合等の経営基盤強化の計画（「実施計画」）を作成して国の認定を受けた地域銀行等</p>
<p>「実施計画」の記載事項 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤強化の内容・時期 ・ 金融サービスの提供の維持に関する事項 ・ 地域経済の活性化に資する方策 ・ 計画の適切な実施に必要な経営体制 等
<p>「実施計画」の認定要件 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠 ・ 人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれ ・ 計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれる 等
<p>交付額</p>	<p>経営基盤強化に必要な追加的な初期コスト（ITシステム投資等）の一部</p>
<p>財源 【改正金融機能強化法第43条の2等】</p>	<p>預金保険機構の金融機能強化勘定に属する剰余金を活用</p>
<p>監督等 【改正金融機能強化法第34条の12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の履行状況を原則5年間モニタリング ・ 必要に応じ監督上の措置命令 ・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が実施されない場合には資金の返還を求める
<p>申請期限 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】</p>	<p>2026年3月末（約5年間の申請期間を確保）</p>

出典：「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2021年4月 金融庁）より抜粋
令和3年4月20日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

Ⅱ. 2019年度の銀行決算

本章では、銀行の基礎的収益力（資金利益、非資金利益、経費）のほか、有価証券関係損益・評価損益、信用コストと不良債権、自己資本比率について分析する。なお、信用金庫決算については、Ⅲ章で分析している。

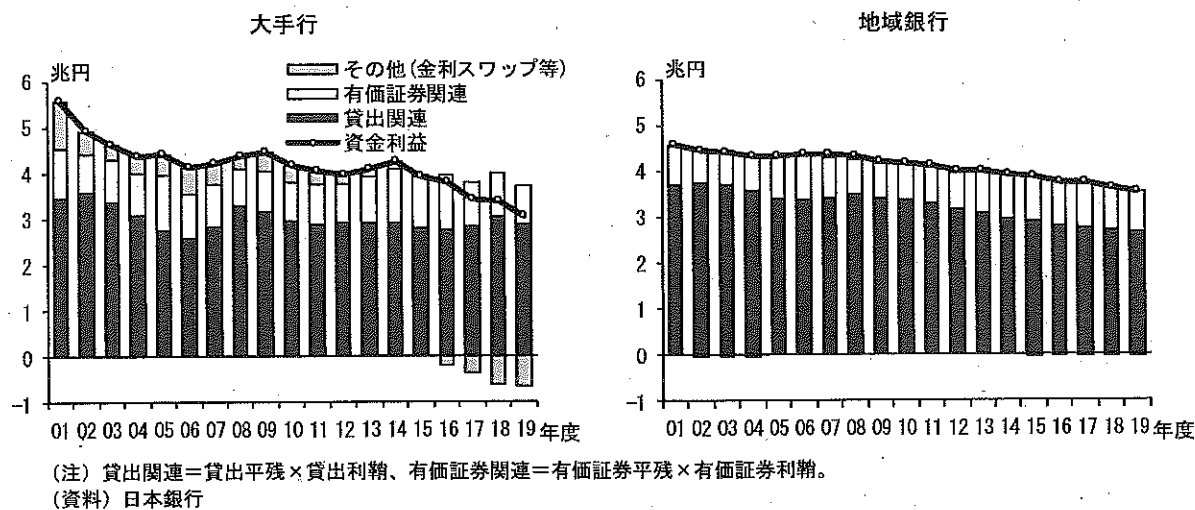
1. 基礎的収益力の状況

(1) 資金利益

大手行の資金利益は、前年比▲10.2%の減少となった。国内業務部門では、貸出利鞘の縮小に伴う貸出関連の利益の減少が続いたほか、有価証券関連の利益も減少した。国際業務部門でも、貸出利鞘が縮小に転じたほか、為替の円高が利益を押し下げたこともあって、貸出関連の利益は減少した。

地域銀行の資金利益は、前年比▲2.7%の減少となった。貸出利鞘の縮小に伴い、貸出関連の利益が引き続き減少したほか、高利回りの国債等の償還を受けて、有価証券関連の利益も減少が続いた。

図表Ⅱ-1-1 資金利益



国債買入れによる名目長期金利の押し下げ効果 (1)

(1) 仮想的なパスと実績の差による推計

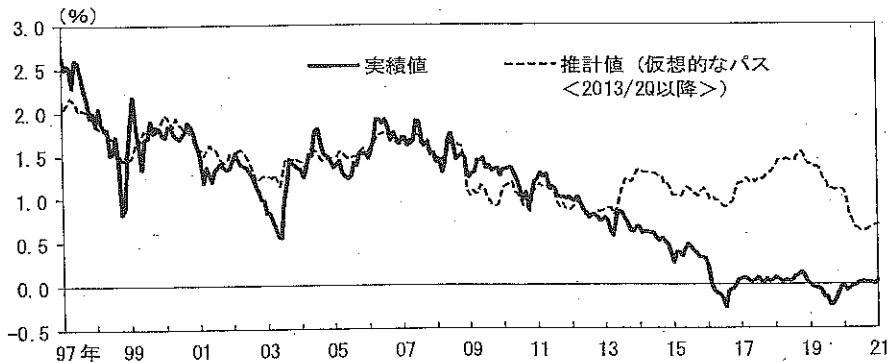
- 「量的・質的金融緩和」導入前までのデータを用いて、日本国債の長期金利(10年物)を被説明変数とし、「有効求人倍率」、「消費者物価」、「米国債の長期金利(10年物)」という3つの説明変数を用いた線形回帰分析を実施。この推計結果を用いて、「量的・質的金融緩和」が導入されなかった場合の、仮想的な日本国債の長期金利のパスを算出。「量的・質的金融緩和」導入以降の国債買入れによる名目長期金利の押し下げ効果は、この仮想的な長期金利のパスと実際の長期金利との差と考えた。
- ②に示したとおり、仮想的な長期金利は、均してみれば1%前後で推移している。実際の長期金利は、イールドカーブ・コントロールのもとで、0%程度で安定して推移している。その差である政策効果は、概ね▲1%程度と推計される。

① 推計結果

$$\begin{aligned} \text{日本国債金利 (10年物、\%)} \\ = & 0.22^* + 0.26^{**} \times \text{有効求人倍率} \\ & + 0.10^{**} \times \text{消費者物価 (除く生鮮、前年比、\%)} \\ & + 0.25^{**} \times \text{米国債金利 (10年物、\%)} \end{aligned}$$

推計期間は1997/1月～2013/3月。自由度修正済みR²は0.71。
有効求人倍率と消費者物価は1か月ラグ。

② 長期金利の仮想的な推計値と実績値



(注) 1. **は1%有意、*は5%有意であることを示す。
2. 推計に用いた消費者物価は、消費税率引き上げ・教育無償化政策、Go To トラベルの影響を除く(2020/4月以降は、高等教育無償化等の影響も除いた日本銀行スタッフによる試算値)。

(出所) 厚生労働省、総務省、Bloomberg

国債買入れによる名目長期金利の押し下げ効果 (2)

(2) 日本銀行の国債保有割合に基づく推計

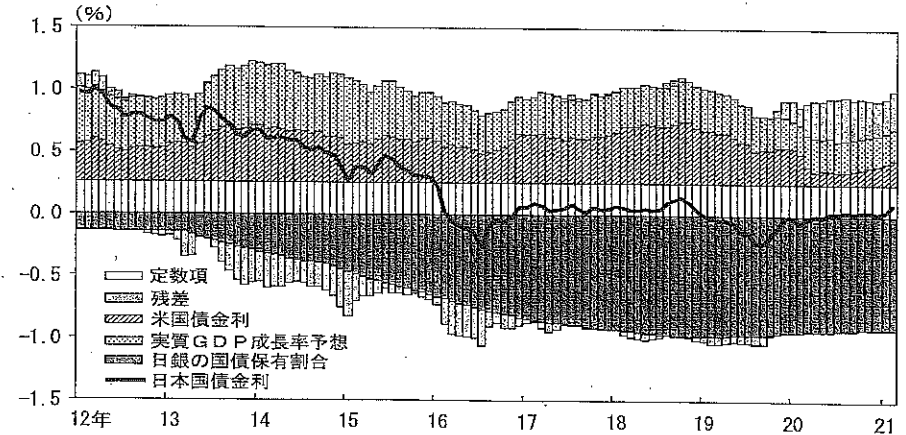
- 日本国債の長期金利(10年物)を被説明変数とし、「日本銀行の国債保有割合」、「米国債の長期金利(10年物)」、「実質GDP成長率予想」の3つの説明変数を用いた線形回帰分析を実施。このうち、「日本銀行の国債保有割合」で説明される部分を国債買入れによる長期金利の押し下げ効果と考えた。
- ②で、長期金利の変動のうち、「日本銀行の国債保有割合」で説明される部分をみると、日本銀行の国債保有割合の高まりとともに▲1%程度まで拡大した後、概ね同水準の押し下げ効果が続いている。

① 推計結果

$$\begin{aligned} \text{日本国債金利 (10年物、\%)} \\ = & 0.25^* + 0.16^* \times \text{米国債金利 (10年物、\%)} \\ & + 0.45^* \times \text{実質GDP成長率予想 (\%)} \\ & - 0.02^{**} \times \text{日本銀行の国債保有割合 (\%)} \end{aligned}$$

推計期間は2005/1月～2021/2月。自由度修正済みR²は0.95。
標準誤差は、Newey-Westにより算出。

② 長期金利の要因分解



(注) 1. **は1%有意、*は5%有意であることを示す。
2. 日本銀行の国債保有割合は、日本銀行の保有国債の平均残存期間の変化を勘案して算出。実質GDP成長率予想および日本銀行の国債保有割合は、四半期データ等をもとに月次化。実質GDP成長率予想は、6～10年後の見通し。

(出所) Bloomberg、Consensus Economics「コンセンサス・フォーキャスト」、日本銀行、財務省

(2) 金融仲介機能への影響

低金利による金融機関収益の圧迫は、金融機関の貸出姿勢が消極化するなどを通じて、金融仲介機能に悪影響を与える可能性がある。

金融機関の基礎的な収益力は、国内の預貸利鞘の縮小などから、趨勢的に減少を続けている(図表11)。預貸利鞘の縮小には、低金利環境の長期化に加え、人口減少などに伴う借入需要の趨勢的な減少や、そのもとでの厳しい競争といった構造要因が影響している。この間、金融機関は、貸出や有価証券投資におけるリスクテイクのほか、経費節減などを通じて、収益力向上に向けた取り組みを続けている。「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで、経済活動が押し上げられ、企業収益が改善したことは、貸出の増加や信用コストの抑制などを通じて、金融機関収益にもプラスに作用したと考えられる。

もっとも、今後も、低金利環境と構造要因が作用し続けるもとで、地域金融機関を中心に、収益に下押し圧力がかかり続けると予想される。収益の金融機関体力への影響は累積的なものであり、金融機関収益の下押しの長期化により、金融仲介が停滞方向に向うリスクには注意を要する。他方で、金融機関は、引き続き、収益性を高めるための様々な取り組みを行うと考えられるが、その過程で、利回り追求行動などに起因して、金融システム面の脆弱性が高まる可能性がある。こうした両方向のリスクについては、これまでも「金融システムレポート」を踏まえ、「経済・物価情勢の展望」で、より長期的な視点から金融面の不均衡として点検している。

6. オーバーシュート型コミットメントの有効性の再確認

2016年9月の政策対応では、適格的期待形成の要素が強いわが国の予想物価上昇率を引き上げていくことには、時間がかかる可能性がある点を踏まえ、枠組みの中心にイールドカーブ・コントロールを据えることで、金融緩和の効果と副作用のバランスを取りながら、政策の持続性を高めることとした。

それと同時に、「フォワード・ルッキングな期待形成」を強めるため、「オーバーシュート型コミットメント」を導入した。「オーバーシュート型コミットメント」は、消費者物価上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針の継続を約束するものである。一般的に、金融政策は、経済・物価に影響を及ぼすのに相応の時間がかかることから、経済・物価の先行き見通しを踏まえつつ、運営することが望ましいと考えられている。この点、このコミットメントでは、消費者物価上昇率の「見通し」ではなく、「実績値」に基づいて金融緩和の継続を約束しており、非常に強力なものとなっている。

こうしたオーバーシュート型コミットメントは、いわゆる「埋め合わせ戦略」、すなわち、物価上昇率の実績値が目標を下回る期間が続いた場合には、そうした状況を勘案して金融緩和を行うという考え方を実践したものである。その背後にある考え方は、物価上昇率が、景気の変動などを均してみても、平均的に2%となることを目指すということであり、日本銀行はこうした方針を明示している⁹。

簡易なマクロ経済モデルを用いてシミュレーションを行った結果、わが国において、実績の物価上昇率が目標を下回っている場合に、ある程度の期間の過去の物価上昇率も参照して、金融政策運営を行うことが望ましいとの結果が得られた（補論6）。また、本シミュレーションでは、自然利子率が低いほど、より長く過去の物価上昇率を参照することが望ましいことが示された。

以上

⁹ 日本銀行「金融緩和強化のための新しい枠組み：『長短金利操作付き量的・質的金融緩和』（2016年9月）では、『物価安定の目標』の実現とは、物価上昇率が、景気の変動などを均してみても、平均的に2%となることを意味する」としている。
(https://www.boj.or.jp/announcements/release_2016/k160921a.pdf)